

平成26年度

第1回 宇都宮市子ども・子育て会議

「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の
教育・保育提供区域及び確保方策における
制度概要・スケジュールについて

平成26年7月1日

宇都宮市

子ども部 保育課



第1 制度概要・スケジュール

1 議事の内容

- 「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」(以下「支援事業計画」)の必須記載事項である、以下の事項についてご意見をいただく。



- 「教育・保育提供区域の設定」について
- 教育・保育提供区域ごとの量の見込みに応じて定める、供給体制の「確保方策の考え方」について

2 支援事業計画策定に向けた今後のスケジュール(予定)

- 7月 1日 子ども・子育て会議(本会) 「教育・保育提供区域の設定」及び「確保方策の考え方」について
- (○ ~7月11日 施設への意向調査 確保方策に結果を反映)
- 8月 子ども・子育て会議(部会) 計画の素案について
- 9月 子ども・子育て会議(本会) 計画の素案について
- 9月 パブリックコメント、栃木県への報告等
- 11月 子ども・子育て会議(部会・本会) パブリックコメントの結果について
- 2月 計画策定

3 教育・保育提供区域及び確保方策の概要

(1) 支援事業計画（区域設定や確保方策）の目的

- 新制度は、幼児期の教育・保育はもとより、地域の様々な構成員がそれぞれの役割を果たし、地域における多様な子ども・子育て支援を充実していくもの
- そのため、「支援事業計画」において、様々な教育・保育サービスを位置付け、子どもや子育て家庭のサービス利用を踏まえた区域を設け、多様なニーズに応じた供給体制確保を図る。

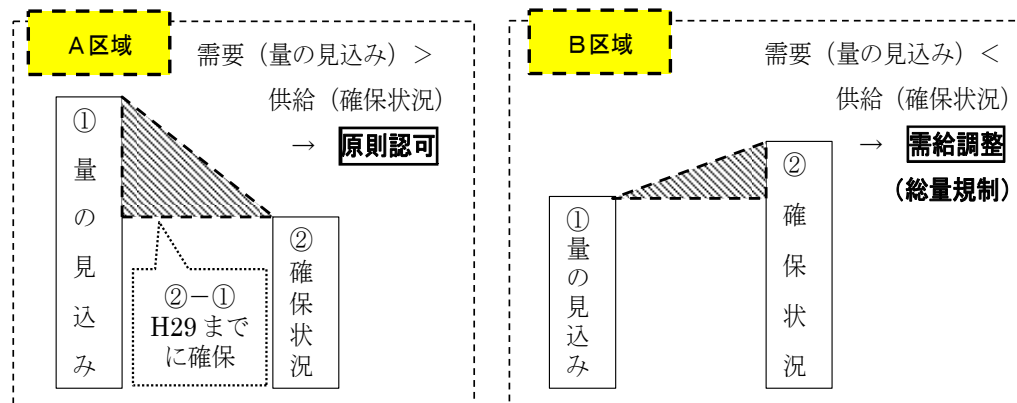
⇒ このことにより、子どもや子育て家庭の状況に応じた切れ目のない適切な支援を行っていくことを目的としている。

(2) 区域設定の概要

【区域の制度的位置付け（国）】

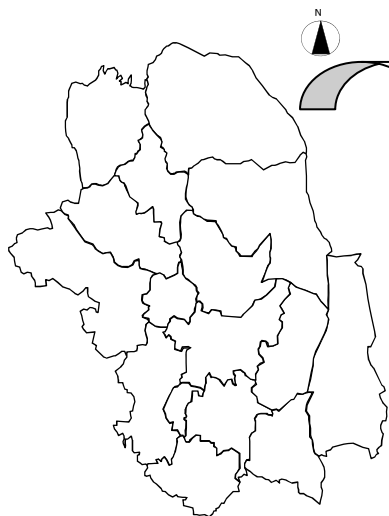
- 教育・保育施設（認定こども園，幼稚園，保育所）や地域型保育事業（小規模保育，家庭的保育，事業所内保育等）の供給基盤整備等にあたっての単位となる。
- 認可における需給調整の判断基準となる。
- ただし，通学校区のように，区域外の施設への通園を制限するものではない。

<区域と認可のイメージ>



※ 社会福祉法人，学校法人以外の者は，別途，経済的基礎，社会的信望等に関する要件あり

区域設定にあたっては…

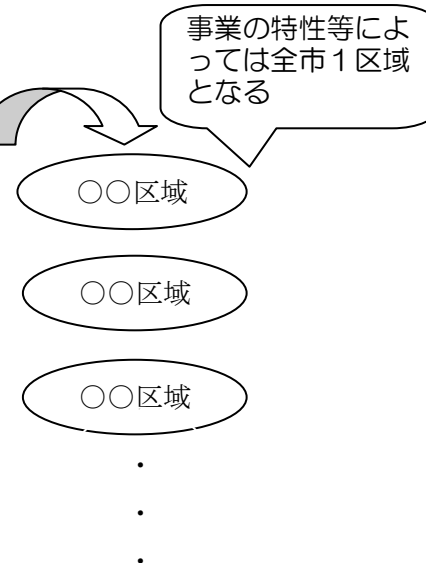


国の基本指針を踏まえ

【国の基本指針】

- 地理的条件，人口，交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案する。
- 小学校区，中学校区，行政区単位等，地域の実情に応じて，保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域とする。
- 教育・保育施設や地域型保育事業，また，地域子ども・子育て支援事業（子育てサロン事業等）を通じて共通の区域設定をすることを基本とするが，実態に応じて「事業」ごとに設定が可能である。

区域を設定



(3) 確保方策の概要

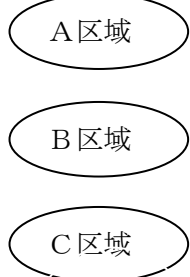
【国の基本方針】

- 区域ごとの毎年度の教育・保育等の「量の見込み」に対応した、提供体制の「確保の内容・実施時期（確保方策）」を定める。
- 教育・保育施設（認定こども園，幼稚園，保育所），地域型保育事業（小規模保育事業等）については，平成29年度末までに待機児童解消を目指すこととしている。（「待機児童解消加速化プラン」の年次目標）
- なお，認定こども園の普及促進のため，子ども・子育て会議で議論をした上で，たとえ，供給超過の区域であっても，既存の幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合，認可・認定基準を満たす限り，認可・認定を行う（需給調整の特例措置）ものとされている。

<教育・保育施設，地域型保育事業>

区域ごとに確保方策を定める

今回は、「考え方」を議事とし，施設への意向調査結果を反映させた上で，「計画素案」に盛り込む（8月）



<支援事業計画：教育・保育施設，地域型保育事業>

A区域	27年度			28年度			29年度			
	1号	2号※	3号	1号	2号※	3号	1号	2号※	3号	
①量の見込み	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
②確保方策	教育・保育施設 (認定こども園, 幼稚園, 保育所)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	300人	170人
	地域型保育事業 (小規模, 家庭的, 事業所内保育等)	—	—	20人	—	—	30人	—	—	30人
②-①	0	0	▲100	0	0	▲20	0	0	0	

2号の見込みについては、「幼児教育希望」と「その他」に分けて算定

■区域の特性を踏まえ「教育・保育施設」と「地域型保育事業」に分け，それぞれの確保量を設定する。

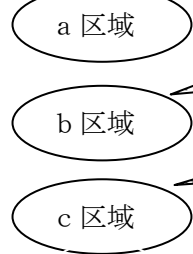
■量の見込みに対応した確保方策を設定する。（基本指針では，平成29年度末までに待機児童解消を目指すこととされている。）

<地域子ども・子育て支援事業>

- ①妊婦に対する健康診査 ②こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業） ③養育支援訪問等事業
 ④子育てサロン（地域子育て支援拠点事業） ⑤利用者支援事業 ⑥一時預かり事業（保育所型・幼稚園型）
 ⑦ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業） ⑧子育て短期支援事業 ⑨時間外保育事業 ⑩病児保育事業
 ⑪子どもの家等事業（放課後児童健全育成事業）
 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業
 （ただし、⑫・⑬については、区域の設定を行わない事業）

事業ごと、区域ごとに確保方策を定める

〇〇事業



<支援事業計画：地域子ども・子育て支援事業>

〇〇事業	a 区域	27年度	28年度	31年度
①量の見込み		200人	200人	200人
②確保方策		80人	150人	200人

■事業により、単位や記載の方法は異なる

△△事業

上記同様に、区域ごとに確保方策を定める

平成26年度

第1回 宇都宮市子ども・子育て会議

「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」における
教育・保育提供区域の設定及び確保方策の考え方について
(教育・保育施設, 地域型保育事業)

平成26年7月1日



宇都宮市

子ども部 保育課

第2 教育・保育提供区域の設定及び確保方策の考え方について（教育・保育施設、地域型保育事業）

1 教育・保育施設、地域型保育事業について

※教育・保育施設＝認定こども園、幼稚園、保育所

※地域型保育事業＝・小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

（1）区域の設定

ア 現状

（施設利用の実態）

- 保育所・幼稚園の利用については、施設の教育・保育内容や勤務地、親族の居住地との関係、さらには、施設配置の状況などによるものと考えられるが、実態として、行政区（16区域）を超えた一定の範囲において、施設利用が多くなされている。
- なお、待機児童として含めない、あっせん可能な保育所の立地条件としては、「通常の交通手段により自宅から20分～30分未満（自動車移動で7km～10km程度に換算できる）で登園が可能」（厚労省通知）という基準がある。

（既存資源の状況）

- 既存の教育・保育資源の配置状況については、都市の成り立ちや人口の集中度合いに関連が見られ、中心部などにおいては多くの施設が配置されているが、南東部地域等において児童人口に比して施設数が少ない地区も見られる。

第2 教育・保育提供区域の設定及び確保方策の考え方について（教育・保育施設，地域型保育事業）

1 教育・保育施設，地域型保育事業について

※教育・保育施設＝認定こども園，幼稚園，保育所

※地域型保育事業＝・小規模保育，家庭的保育，事業所内保育，居宅訪問型保育

(1) 区域の設定

ア 現状

（施設利用の実態）

- 保育所・幼稚園の利用については，施設の教育・保育内容や勤務地，親族の居住地との関係，さらには，施設配置の状況などによるものと考えられるが，実態として，行政区（16区域）を超えた一定の範囲において，施設利用が多くなされている。
- なお，待機児童として含めない，あっせん可能な保育所の立地条件としては，「通常の交通手段により自宅から20分～30分未満（自動車移動で7km～10km程度に換算できる）で登園が可能」（厚労省通知）という基準がある。

（既存資源の状況）

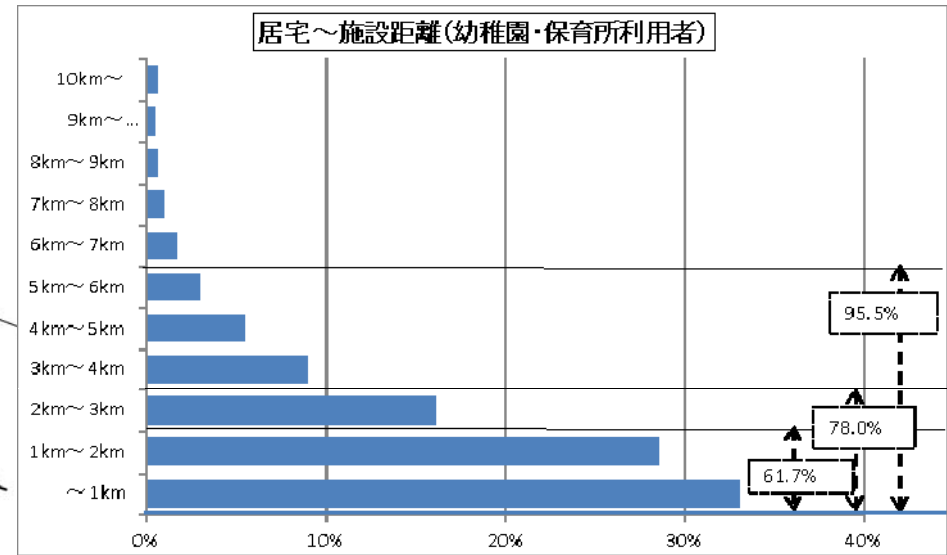
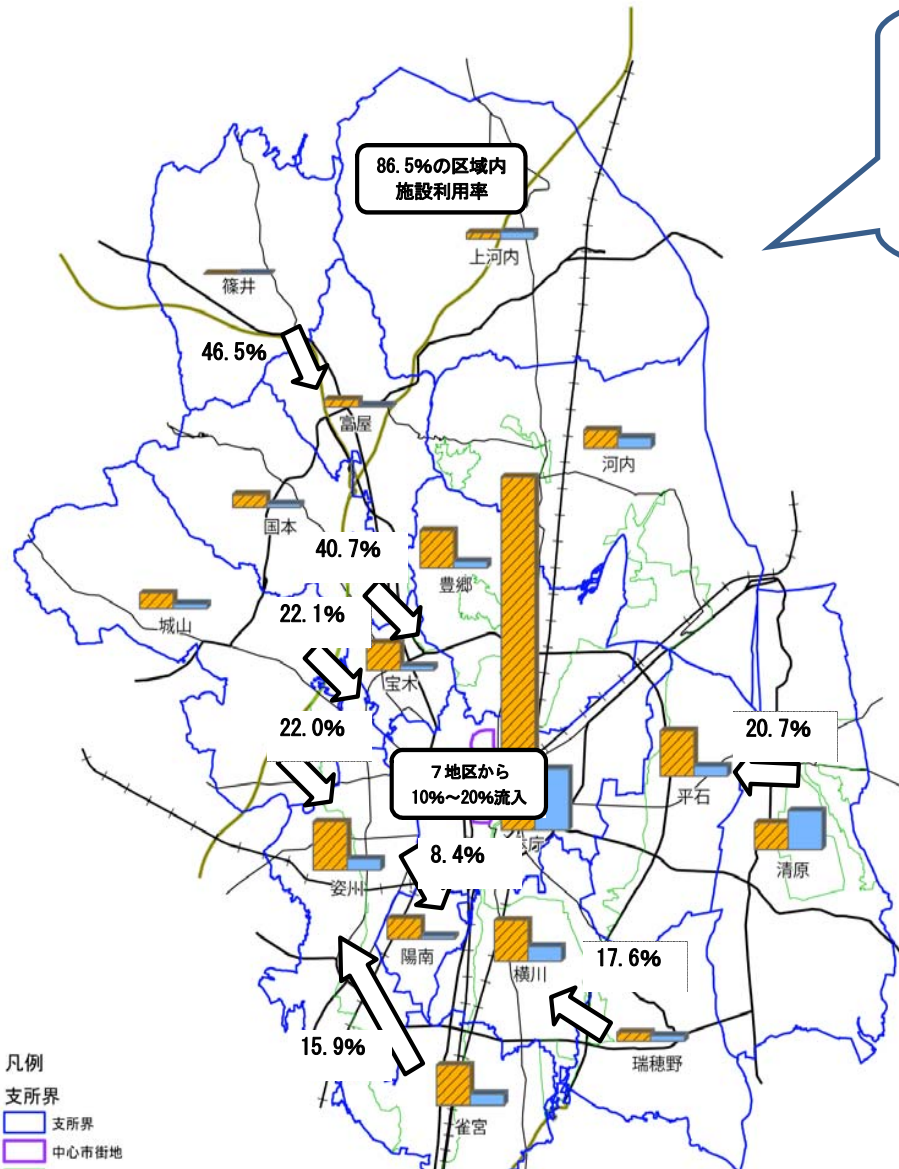
- 既存の教育・保育資源の配置状況については，都市の成り立ちや人口の集中度合いに関連が見られ，中心部などにおいては多くの施設が配置されているが，南東部地域等において児童人口に比して施設数が少ない地区も見られる。

【主な地区間移動と産業従事者数】

- 主な地区間移動は、隣接地区との間で起きている。
- 中心部には多くの地区から流動がある。
- 移動と幹線道路の関連が窺える。
- 3次産業集積地に主な移動が向かう傾向が見られる。

【施設利用における居宅～施設距離】

- 6 kmまでの範囲内でおおむねの移動がなされている。



距離	～1km	1km～2km	2km～3km	3km～4km	4km～5km	5km～6km	6km～7km	7km～8km	8km～9km	9km～10km	10km～	合計
人数	6,284人	5,284人	3,063人	1,706人	1,086人	554人	325人	195人	180人	93人	121人	18,841人
比率	33.1%	28.0%	16.3%	9.1%	5.6%	2.9%	1.7%	1.0%	0.7%	0.5%	0.6%	100.0%

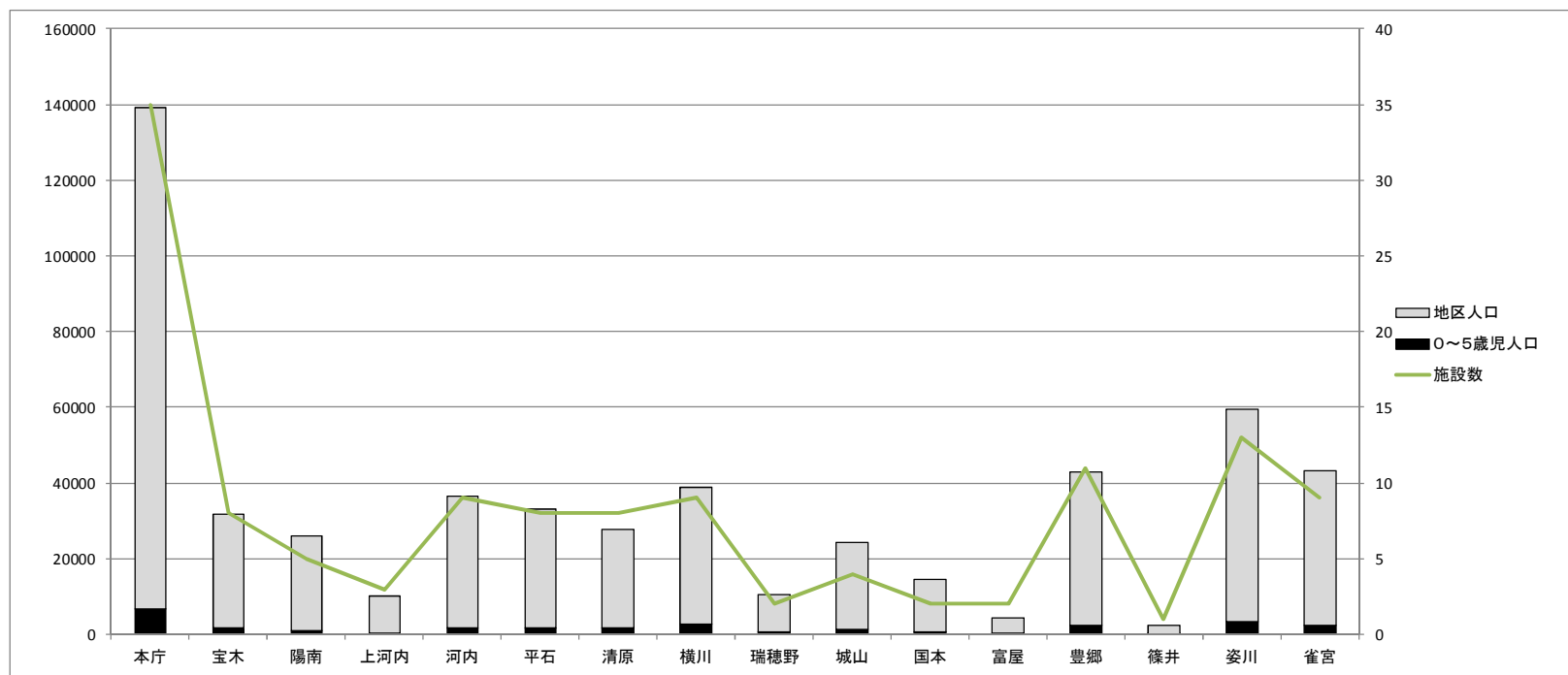
- 凡例
- 支所界
 - 支所界
 - 中心市街地
 - 用途地域
 - 3次産業従業者数
 - 2次産業従業者数
 - 鉄道
 - 高速度路
 - 国道
 - 主要地方道

	篠井	富屋	国本	城山	本庁	宝木	豊郷	平石	清原	瑞穂野	姿川	横川	陽南	雀宮	河内	上河内	総計
2次産業	231	326	1029	1225	16083	1191	1826	2608	9970	1639	2854	3875	840	2955	2755	1770	51177
3次産業	162	1808	3453	3984	91858	7195	9881	11810	6943	2426	12606	10611	5364	10508	4785	1572	184966
総計	393	2134	4482	5209	107941	8386	11707	14418	16913	4065	15460	14486	6204	13463	7540	3342	236143

出典：平成 24 年度経済センサス



※主な地区間移動（20%程度または300人程度以上）、居宅～施設距離は、H25当初の幼稚園入園児、保育所入所児約1万8千人の「居住地～利用施設」の情報に基づき作成



(単位:人 ※「施設数」は施設)

地区名	本庁	宝木	陽南	上河内	河内	平石	清原	横川	瑞穂野	城山	国本	富屋	豊郷	篠井	姿川	雀宮	合計
0~5歳児人口 (H26.3.31)	6,764	1,782	1,067	511	1,817	1,622	1,706	2,584	840	1,218	818	191	2,345	75	3,369	2,262	28,971
【参考】 0~5歳児人口 (H25.3.31)	6,858	1,785	1,154	500	1,826	1,641	1,653	2,589	859	1,186	835	200	2,263	85	3,419	2,238	29,091
地区人口 (H26.4.1)	132,459	29,985	25,048	9,599	34,624	31,411	25,965	36,232	9,647	23,031	13,680	4,170	40,709	2,447	56,026	41,000	516,033
【参考】地区人口 (H25.4.1)	132,511	29,929	25,299	9,578	34,642	31,298	25,272	35,961	9,578	23,018	13,741	4,218	40,315	2,507	55,572	40,742	514,181
施設数 (H26.5.1)	35	8	5	3	9	8	8	9	2	4	2	2	11	1	13	9	129
0~5歳児100人あ たりの施設割合	0.52	0.45	0.47	0.59	0.50	0.49	0.47	0.35	0.24	0.33	0.24	1.05	0.47	1.33	0.39	0.40	0.45

地区名	本庁	宝木	陽南	上河内	河内	平石	清原	横川	瑞穂野	城山	国本	富屋	豊郷	篠井	姿川	雀宮	合計
幼稚園在園児数 (H26.5.1)	1,991	678	201	227	903	845	474	941	359	361	100	112	334	0	1,062	716	9,304
保育所定員数 (H26.4.1)	2,125	530	425	200	580	340	340	450	90	140	80	80	790	45	750	480	7,445

イ 課題

- 新制度は、子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、多様な施設・事業から選択できる仕組みであることから、ニーズに応じたきめ細かなサービスを提供していく必要がある。
- また、質の確保・向上を図りながら、需要量に応じた供給量の確保により、年度を通じた待機児童の解消を目指し、子育て環境の向上や就労との両立支援の充実を図る必要がある。
- また、新たに需給調整（総量規制）が制度的に位置付けられたことから、これを的確に行っていく必要がある。
⇒ これらを的確に行える区域設定とする必要がある。

ウ 基本的な考え方

- 基本指針に照らし、行政区の集約により区域設定を行うこととし、子どもや子育て家庭にきめ細かな教育・保育を提供するため、居宅からの移動を踏まえ設定する。
- また、需給調整の判断基準となることから、施設利用のなされる範囲や区域内施設の利用率を十分に勘案する。
- さらには、迅速かつ効率的・効果的な供給確保が可能となるよう、一定程度、既存施設が配置されていることが望ましいことから、これらのバランスのとれた区域設定を行う。

エ 区域の設定

(ア) 区域の規模等

○ 「基本的な考え方」に基づき、区域の規模を中間的な区域とする。

区域の規模等 (区域数／集約する 行政区)	①利用者の移動	②区域内の施設の利用率	③教育・保育施設の配置状況等
広域的な区域 (5区域程度／ 3～4地区)	✕ ・ 利用実態に合わないエ リアが相当程度含まれ ている	△ ・ 区域内利用率は高くなるため、需 給管理は行いやすい ・ 利用者の移動が勘案されず、需給 ギャップが生じるおそれあり	△ ・ 対応可能な施設が多いため、供給 確保は行いやすい ・ 利用者の移動が勘案されず、需給 ギャップが生じるおそれあり
中間的な区域 (7～10区域程度／ 2～3地区)	○ ・ 利用実態に合うエリア が区域となっている	○ ・ 区域内利用率を一定程度保てるた め、需給管理は比較的しやすい ・ 利用者の移動が勘案されており、 需給ギャップも生じにくい	○ ・ 区域内に施設が一定程度配置さ れ、供給確保も図りやすい ・ 利用者の移動も勘案されており、 需給ギャップも生じにくい
行政区 (16区域／－)	○ ・ より利用実態に合うエ リアが区域となってい る	✕ ・ 施設利用が区域外に散逸し、区域 内利用率は低くなるため、需給管理 が行いにくい	△ ・ 対応可能な施設が少なく、供給確 保が図りにくい

(イ) 区域の集約

- 客観的な指標（地区間の時間距離・隣接関係，施設利用希望地区（ニーズ調査）等）に基づき，結び付きの強い区域を集約する。
- その上で，中間的な区域（区域数7～10程度，2～3の行政区を集約）について，施設利用者の地区間移動の実態，移動距離（おおむね6kmまでの範囲内），産業従事者数との関連，あっせん可能な保育所の立地条件（7km～10km程度）などを踏まえ，区域として集約する。

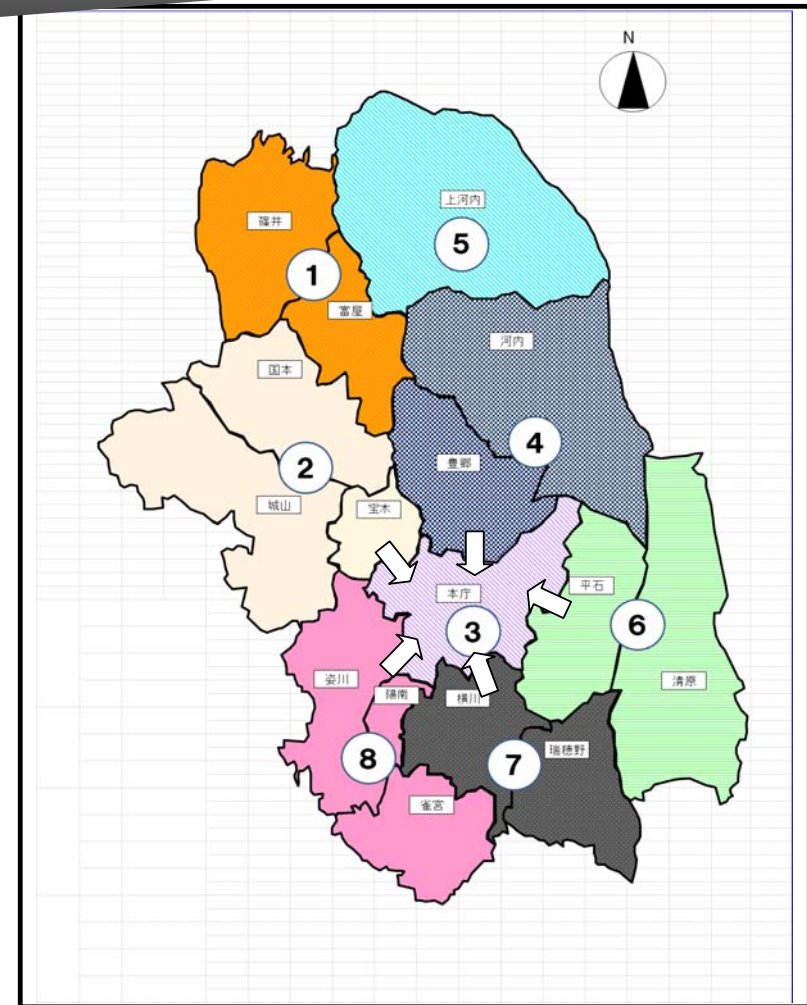
(ウ) 区域設定

- 「基本的な考え方」に基づき，客観的なデータを活用し設定する。
- 次表の区域は，利用者の移動範囲を捉えており，一定程度，既存施設が配置された区域であること，また，区域内施設の利用率が保たれていることを条件に集約したバランスのとれた区域である。

No.	行政区	H25 0~5歳児 人口	H26 0~5歳児 人口	利用者の 移動範囲	教育・保育施設の 配置状況等	区域内施設の 利用率(※)	総合的評価	区域(案)																																																																																						
1	篠井	285人	266人	対応している	幼稚園(1)在園児数:112人 保育所(2)定員:125人 ※うち公立(0) 計(3)237人⇒施設数が少ない	83.4%	「基本的な考え方」を満たす	1																																																																																						
2	富屋	→							3	国本	3,806人	3,818人	対応している	幼稚園(6)在園児数:1,139人 保育所(8)定員:750人 ※うち公立(2) 計(14)1,889人	61.2%	「基本的な考え方」を満たす	2	4	宝木	→		5	城山			6	本庁	6,858人	6,764人	対応している	幼稚園(13)在園児数:1,991人 保育所(22)定員:2,125人 ※うち公立(3) 計(35)4,116人	66.1%	「基本的な考え方」を満たす	3	7	豊郷	4,089人	4,162人	対応している	幼稚園(5)在園児数:1,237人 保育所(15)定員:1,370人 ※うち公立(2) 計(20)2,607人	76.7%	「基本的な考え方」を満たす	4	8	河内	→		9	上河内	500人	511人	対応している	幼稚園(1)在園児数:227人 保育所(2)定員:200人 ※うち公立(1) 計(3)427人⇒施設数が少ない	86.5%	「基本的な考え方」を満たす	5	10	平石	3,294人	3,328人	対応している	幼稚園(7)在園児数:1,319人 保育所(9)定員:680人 ※うち公立(1) 計(16)1,999人	69.9%	「基本的な考え方」を満たす	6	11	清原	→		12	瑞穂野	3,448人	3,424人	対応している	幼稚園(5)在園児数:1,300人 保育所(6)定員:540人 ※うち公立(0) 計(11)1,840人⇒施設数が少ない	59.3%	「基本的な考え方」を満たす (ただし、児童人口が多く施設数が少ないため、区域内利用率が低い)	7	13	横川	→		14	姿川	6,811人	6,698人	南北が長い、ほぼ対応している	幼稚園(9)在園児数:1,979人 保育所(18)定員:1,655人 ※うち公立(3) 計(27)3,634人	73.9%	「基本的な考え方」を満たす	8	15	陽南	→
3	国本	3,806人	3,818人	対応している	幼稚園(6)在園児数:1,139人 保育所(8)定員:750人 ※うち公立(2) 計(14)1,889人	61.2%	「基本的な考え方」を満たす	2																																																																																						
4	宝木	→																																																																																												
5	城山																																																																																													
6	本庁	6,858人	6,764人	対応している	幼稚園(13)在園児数:1,991人 保育所(22)定員:2,125人 ※うち公立(3) 計(35)4,116人	66.1%	「基本的な考え方」を満たす	3																																																																																						
7	豊郷	4,089人	4,162人	対応している	幼稚園(5)在園児数:1,237人 保育所(15)定員:1,370人 ※うち公立(2) 計(20)2,607人	76.7%	「基本的な考え方」を満たす	4																																																																																						
8	河内	→																																																																																												
9	上河内	500人	511人	対応している	幼稚園(1)在園児数:227人 保育所(2)定員:200人 ※うち公立(1) 計(3)427人⇒施設数が少ない	86.5%	「基本的な考え方」を満たす	5																																																																																						
10	平石	3,294人	3,328人	対応している	幼稚園(7)在園児数:1,319人 保育所(9)定員:680人 ※うち公立(1) 計(16)1,999人	69.9%	「基本的な考え方」を満たす	6																																																																																						
11	清原	→																																																																																												
12	瑞穂野	3,448人	3,424人	対応している	幼稚園(5)在園児数:1,300人 保育所(6)定員:540人 ※うち公立(0) 計(11)1,840人⇒施設数が少ない	59.3%	「基本的な考え方」を満たす (ただし、児童人口が多く施設数が少ないため、区域内利用率が低い)	7																																																																																						
13	横川	→																																																																																												
14	姿川	6,811人	6,698人	南北が長い、ほぼ対応している	幼稚園(9)在園児数:1,979人 保育所(18)定員:1,655人 ※うち公立(3) 計(27)3,634人	73.9%	「基本的な考え方」を満たす	8																																																																																						
15	陽南	→																																																																																												
16	雀宮																																																																																													

※区域内施設の利用率は、H25当初の幼稚園入園児、保育所入所児約1万8千人の“居住地—利用施設”の情報に基づき作成

- このため、区域の需給管理や供給確保が比較的行いやすく、中心部との互換性にも優れ（5区域が隣接）、様々な教育・保育ニーズに的確に対応できると考えられることから、8区域とする。



(2) 供給体制の確保方策の考え方

ア 現状

(施設利用の実態)

- 現時点での全市的な需給予測としては、平成29年度において、1号認定子ども（3～5歳保育の必要性なし、以下「1号」）、2号認定子ども（3～5歳保育の必要性あり、以下「2号」）は供給が確保できることが見込まれ、3号認定子ども（0～2歳保育の必要性あり、以下「3号」）は供給不足が見込まれる。

イ 課題

- 区域それぞれの需給状況に対応しながら、平成29年度末までに待機児童解消を図る必要がある。
- これまで、保育所の新設・増改築、認定こども園への移行のための保育所機能の整備等により供給体制を確保してきており、利用者の希望や事業者の意向も踏まえ、迅速かつ効率的・効果的に供給体制を確保するためには、今後も、認定こども園への移行のための機能の整備や保育所増築等に加え、地域型保育事業の活用も含め、より多様な手法を用いる必要がある。

ウ 基本的な考え方

- 国の基本指針に即し、教育・保育施設、地域型保育事業について、平成29年度末までに待機児童解消を目指す。
- 既存施設の意向を踏まえ、既存の教育・保育施設を最大限に活用することにより、迅速かつ効率的・効果的な供給体制の確保を図る。
- また、迅速かつ柔軟に保育需要へ対応していくため、地域型保育事業による対応を組み合わせ、供給体制の確保を図る。
- 地域型保育事業による確保量については、ニーズ調査結果を踏まえつつ、区域ごとの施設配置状況等も考慮し、それぞれの区域の値を設定する。
- それでもなお、供給確保量が賅えない区域については、できるだけ効率的・効果的な手法を用いながら、教育・保育施設における量的拡大を図る。
(※ 老朽化した保育所に対する耐震化等については、児童の安全確保の観点から別途対応を検討)

【 区域ごとの供給確保の考え方 】

区域の状況【現時点】	区域の区分【現時点】	区域ごとの供給確保の考え方
<p>【パターンA】 1号, 2号は供給が確保でき, 3号は不足し, 既存施設等での対応で確保することが難しいと考えられる区域</p>	<p>○本庁区域 (本庁) ○東部区域 (平石・清原) ○南東部区域 (瑞穂野・横川)</p>	<p>○ 既存の教育・保育施設による認定こども園移行 [既存施設活用] ○ 認可外施設の認可施設移行 [既存施設活用・地域型保育事業活用] ○ 整備等による保育量拡大 (保育所増築・分園等) [既存施設活用] ○ 小規模保育施設等の新設 [地域型保育事業活用] (○ 教育・保育施設の新設を視野)</p>
<p>【パターンB】 1号, 2号は供給が確保でき, 3号は不足するが, 既存施設等での対応で確保することが可能であると考えられる区域</p>	<p>○西部区域 (国本・宝木・城山) ○北東部区域 (豊郷・河内) ○南西部区域 (姿川・陽南・雀宮)</p>	<p>○ 既存の教育・保育施設による認定こども園移行 [既存施設活用] ○ 認可外施設の認可施設移行 [既存施設活用・地域型保育事業活用] ○ 整備等による保育量拡大 (保育所増築・分園等) [既存施設活用] ○ 小規模保育施設等の新設 [地域型保育事業活用]</p>
<p>【パターンC】 1号, 2号, 3号ともに供給確保が予測される区域</p>	<p>○北西部区域 (篠井・富屋) ○上河内区域 (上河内)</p>	<p>○ 既存の幼稚園・保育所による認定こども園移行 [既存施設活用・基本指針に基づく需給調整の特例措置]</p>

※ 区域の状況別のパターン分けは, 予備調査を踏まえ行っているものであるため, 現在実施している「施設への意向調査」の結果により再検証する。

※ 国の基本指針に基づき, 供給超過の区域については, 既存の幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合, 認可・確認基準を満たす限り, 認可等を行うものとされる“需給調整の特例措置”により対応するものとする。

**エ 供給体制確保のための
支援策の考え方**

- 供給体制の確保方策の着実な推進を図るため、次の考え方により事業者の支援を行う。

- 平成29年度末までに待機児童解消を目指すにあたり、「待機児童解消加速化プラン」など国の支援策をより幅広く活用することにより、認定こども園への移行のための整備や、保育所の増築等に加え、保育所分園や小規模保育事業にかかる支援など、多様な確保方策に対応する。
- なお、区域ごとの具体的な募集数や補助の対象などは、これまでどおり事業者公募により明らかにするものとし、一定の応募期間を設けた後、対象の施設・事業に応じた審査を行い、支援を行う事業者を決定する。

平成26年度

第1回 宇都宮市子ども・子育て会議

「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」における
教育・保育提供区域の設定及び確保方策の考え方について
(地域子ども・子育て支援事業)

平成26年7月1日

宇都宮市

子ども部 保育課



第2 教育・保育提供区域の設定及び確保方策の考え方について（地域子ども・子育て支援事業）

2 地域子ども・子育て支援事業について

（1）区域の設定

ア 設定にあたっての視点

- 地域子ども・子育て支援事業の区域については、教育・保育施設、地域型保育事業の区域と同様であることが望ましいもの、事業の性格・内容により、対象となる利用者や利用形態が異なるもの、確保方策が異なるものなど、事業の性格等を踏まえることとする。

イ 区域の設定

施設・事業名	対象者	概 要	区域（案）
(ア) 子育てサロン（地域子育て支援拠点事業）	主に 0～2歳	○乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業 ⇒現在、公立7施設、民間5施設が実施	<p>① 教育・保育提供区域（8区域）と同様とするもの</p> <p>主に教育・保育施設で実施される事業であることや、主に地域の子育て家庭を対象とした事業であり、身近な施設等により利用される実態であることなどから、教育・保育提供区域（8区域）と同様とする。</p>
(イ) 利用者支援事業	主に 0～5歳	○子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に実施する事業 ⇒公立子育てサロンで展開する方針	
(ウ) 一時預かり事業		○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業 ⇒主に教育・保育施設において実施	
● 幼稚園型	3～5歳	○教育標準時間の前後や長期休業期間中に、希望者を対象に保育を行う事業	
● 保育所型等	0～5歳	○家庭での保育が一時的に困難な際、一時的に預かる事業	
(エ) 時間外保育事業	0～5歳	○保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業 ⇒主に教育・保育施設において実施され、その利用者についても教育・保育施設の利用者が大部分	

施設・事業名	対象者	概要	区域（案）
(オ) 子どもの家等事業 （放課後児童健全 育成事業）	小学生	○保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもに対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業 ⇒施設の利用にあたっては、当該施設がある小学校に通っている子どもであることを原則としている	② 事業の性格を踏まえた区域設定をするもの 特定の施設において、特定の利用者によって実施される事業であることなどから、事業の性格を踏まえた区域設定とし、子どもの家等事業については、 <u>小学校区（68区域）</u> とする。
(カ) 妊婦健康診査	妊婦	○妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業 ⇒県内各地の医療機関で受診が可能	③ 全市1区域とするもの 区域の別なく全市的に実施される事業や、突発的・非常態的なニーズ（保護者、児童の疾病等）に対応するセーフティネット的な性格を有する事業であることなどから、 <u>全市1区域</u> とする。
(キ) こんにちは赤ちゃん 事業（乳児家庭全戸 訪問事業）	生後 4か月 まで	○生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業 ⇒「出生連絡票」や住民基本台帳により把握の上、訪問指導員（助産師・保健師・看護師）が全戸訪問	
(ク) 養育支援訪問等事業	対象と なる家庭	○養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 ⇒養育支援訪問支援員を派遣し、子育ての相談・指導又は育児・家事援助を行い、子育ての不安や過重な負担を軽減	
(ケ) ファミリーサポート センター事業（子育て 援助活動支援事業）	0歳～ 小学生	○子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業 ⇒広域的に利用される事業	
(コ) 子育て短期支援事業	0～18 歳未満	○保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等において、必要な養育を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）等） ⇒不定期的な利用が多い	

施設・事業名	対象者	概要	区域(案)
(サ) 病児保育事業	0歳～ 小学生	<p>○保育を必要とする病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業</p> <p>⇒現在、医療機関併設型1，乳児院型1，保育所型2の計4施設</p> <p>⇒ワーク・ライフ・バランスの視点をはじめ、事業の実態・特性等も踏まえることが必要</p>	<p>③ 全市1区域とするもの</p> <p>区域の別なく全市的に実施される事業や、突発的・非常態的なニーズ（保護者，児童の疾病等）に対応するセーフティネット的な性格を有する事業であることなどから、<u>全市1区域</u>とする。</p>

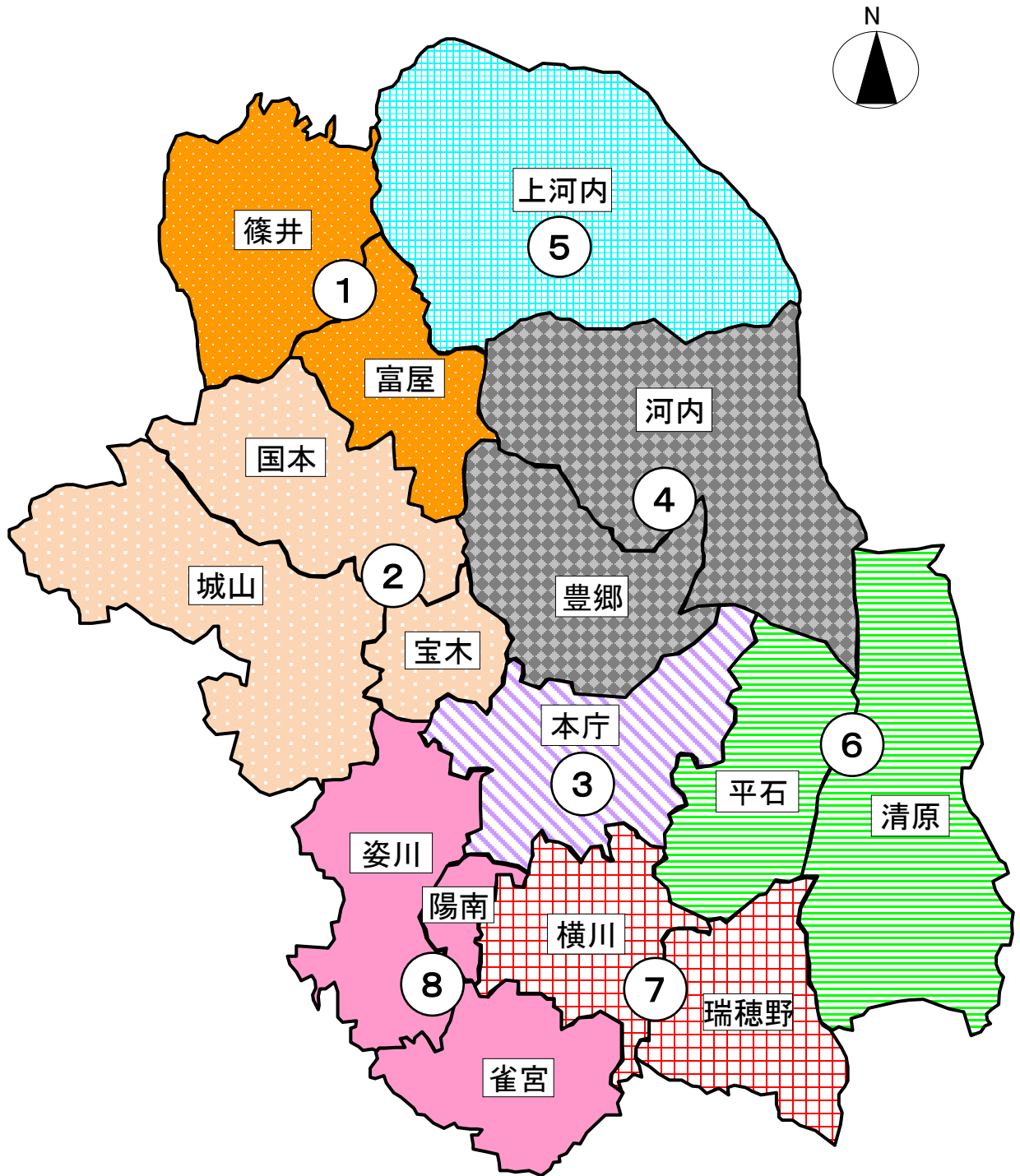
(2) 供給確保方策の基本的な考え方

- 支援事業計画の計画期間内（H27～H31）での供給確保を目指す。
- それぞれの事業の特性や需給状況等を踏まえながら、既存施設の活用や類似事業の活用，関係機関等への働きかけ等により，効率的・効果的な確保に努めるものとする。

【 事業ごとの供給確保の考え方 】

需給状況等	事業名／区域数	事業ごとの供給確保の考え方
現体制で需要に対応できると見込まれる事業	妊婦健康診査／（1）	○ 今後も需要に見合う供給体制が確保できる見込みであるため、現体制を継続することで対応する。
	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）／（1）	
	養育支援訪問等事業／（1）	
	ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）／（1）	
	子育て短期支援事業／（1）	
既存施設や類似事業の活用等により対応する事業	子育てサロン（地域子育て支援拠点事業）／（8）	○ 既存施設や類似事業を活用した確保を基本とし、実施事業者を募り、実施施設を定めることとする。
	一時預かり事業（保育所型等）／（8）	○ 既存施設を活用した確保を基本とし、実施事業者を募り、実施施設を定めることとする。
	病児保育事業／（1）	
	一時預かり事業（幼稚園型）／（8）	○ 教育・保育施設利用者の就労実態等に応じてニーズが発生する性格の事業であることから、基本的に希望園で実施していくこととする。
	時間外保育事業／（8）	
	利用者支援事業／（8）	○ 公立の子育てサロンで展開するとともに、市有施設を活用し地域に出向いて実施する手法等を検討する。
	子どもの家等事業（放課後児童健全育成事業）／（68）	○ 対象児童の拡大に伴い、需要が拡大する見込みを踏まえ、供給体制を確保していくこととする。 ○ このため、必要な指導員や場所の確保を図ることとする。

教育・保育提供区域案(教育・保育施設, 地域型保育事業)



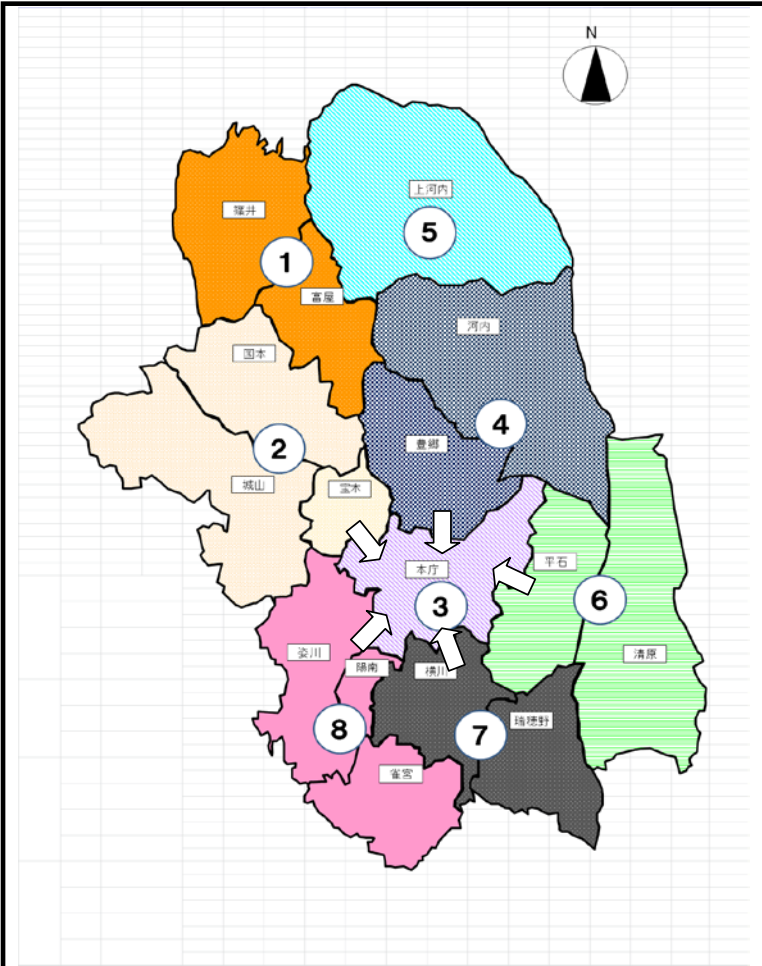
教育・保育提供区域案別 教育・保育施設等一覧(平成26年4月1日現在)

区域案	行政区	0~5歳児人口 (H26.3.31)	面積(km ²)	No	認定こども園	私立幼稚園(※1)	私立保育所(※1)	公立保育所	認可外保育施設 (※2)			
① 篠井・富屋	篠井	75	26.577	1			篠井保育園					
				2								
	富屋	191	17.003	3		山王幼稚園	徳次郎保育園					
				4								
② 国本・宝木・城山	国本	818	24.246	1		あおぼ幼稚園	野沢保育園		宇都宮第一病院(事)			
				2								
	城山	1,218	39.439	3		駒生幼稚園	星花幼児園	大谷保育園	鷲谷病院(事)			
				4		能満寺幼稚園						
				5								
	宝木	1,782	6.890	6	認定しらゆりこども園	(しらゆり幼稚園)	(だいすきしらゆり保育園)	西が岡保育園	栃木医療センター(事)			
				7		柿の木幼稚園	あゆみ北保育園		ちびっランド宇都宮細谷園			
				8		報徳会幼稚園	宝木保育園		ヤクルト東宝木(事)			
				9			みちおせ保育園		ヤクルト細谷(事)			
				10								
③ 本庁	本庁	6,764	26.370	1	さくら認定こども園	(さくら幼稚園)	(さくらベビースクール)	泉が丘保育園	宇都宮中央病院(事)			
				2	認定うつのみやこども園	(石川幼稚園)	(東うつのみや保育園)	今泉第二保育園	皆藤病院(事)			
				3		愛隣幼稚園	あゆみ保育園	松原保育園	堯舜幼稚園舎			
				4		さくらんぼ幼稚園	今泉保育園		キッズアンジェリー			
				5		作新学院幼稚園	宇都宮保育園		コアラハウス			
				6		清愛幼稚園	うめばやし保育園		3匹のこぶた			
				7		静和幼稚園	オリーブ保育園		託児室カンガルー			
				8		八幡台幼稚園	けいほう保育園		託児室といず			
				9		松ヶ峰幼稚園	住吉保育園		託児室ニコニコ			
				10		みどり幼稚園	住吉第二保育園		託児所momo			
				11		みゆき幼稚園	ナーサリースクールとまつり		チャイルドランド駅東			
				12		めぐみ幼稚園	バンビーニゆめ		チャイルドランド東武駅前			
				13			平松保育園		中山会(宇都宮記念病院)(事)			
				14			二葉幼児園		平松チャイルドスクール			
				15			不動前保育園		フレンドキッズ保育園			
				16			まなびの森あずま保育園		ヤクルト県庁前(事)			
				17			御幸保育園		ヤクルト桜並木(事)			
				18			弥生保育園		ヤクルト東築瀬(事)			
				19			陽西保育園		ヤクルトマロニエ(事)			
				20					リトルワンズ			
				21								
				22								
				23								
④ 豊郷・河内	豊郷	2,345	24.644	1	認定こども園Hinooka Preschool	(陽の丘幼稚園)	(ひのおか保育園)	竹林保育園	済生会宇都宮病院(事)			
				2		みふみ幼稚園	ありんこ保育園		ヤクルト岩曾(事)			
				3			岩曾保育園					
				4			しらとり保育園					
				5			つながるほいくえん御幸が原					
				6			希望保育園					
				7			バンビーニとよさと					
				8			ひばり保育園					
				9								
	河内	1,817	47.720	10		岡本幼稚園	さくら保育園	なかよし保育園	慈啓会(事)			
				11		釜井台幼稚園	つながるほいくえん釜井台		国立宇都宮病院(事)			
				12		ゆたか幼稚園	ひまわり保育園		藤井脳神経外科病院(事)			
				13			ゆりかごきつず					
				14			ゆりかご保育園					
				15								
⑤ 上河内	上河内	511	56.960	1		上河内幼稚園	ゆうゆう保育園	ゆずのこ保育園	ヤクルト袖子の里(事)			
2												
⑥ 平石・清原	清原	1,706	42.078	1		清原ミドリ幼稚園	清原保育園		日本たばこ産業(事)			
				2		太陽幼稚園	第二ミドリ保育園		ヤクルト清原台(事)			
				3		マリア幼稚園	太陽と青空保育園					
				4			東石井保育園					
				5			ミドリ保育園					
				6								
	平石	1,622	21.120	7	認定こども園さくらが丘	(さくらが丘幼稚園)	(さくらが丘保育園)	石井保育園	宇都宮東病院(事)			
				8		鬼怒川台幼稚園	東峰保育園		チャイルドランドベルモール			
				9		平出むつみ幼稚園	まつぼっくり保育園		ママくまさんの託児室			
				10		平出幼稚園						
				11								
⑦ 瑞穂野・横川	瑞穂野	840	19.523	1		みずほ幼稚園	瑞穂野保育園		ヤクルトちびっこ(事)			
				2								
	横川	2,584	18.553	3	認定しぜんこども園	(風と緑の幼稚園)	(かぜとみどりのナーサリー)		倉持病院(事)			
				4		恵光幼稚園	あさひの保育園		新直井病院(事)			
				5		陽南第二幼稚園	宇大まなびの森保育園					
				6		陽南幼稚園	江曾島保育園					
				7			上横田よつば保育園					
⑧ 姿川・陽南・雀宮	姿川	3,369	23.842	1	さかえ認定こども園	(さかえ幼稚園)	(さかえ保育園)	西部保育園	ハヤブサドットコム(事)			
				2		あつみ幼稚園	グリーンナーサリー					
				3		中鶴田幼稚園	こぼと保育園					
				4		まこと幼稚園	しらゆり幼児園					
				5			姿川保育園					
				6			つくし保育園					
				7			つるた保育園					
				8			ハートフルナーサリー					
				9								
	陽南	1,067	3.873	10		伊東文化幼稚園	すみれ保育園	東浦保育園	宇都宮南病院(事)			
				11			つばさ保育園		がんセンター(事)			
				12			みなみ保育園		ひまわり保育ルーム			
				13					BPR学院			
				14					報徳会宇都宮病院(事)			
				15					ヤクルト陽光(事)			
				雀宮	2,262	18.002	16	認定すずめこども園	(すずめ幼稚園)	(すずめ保育園)	北雀宮保育園	社会保険病院(事)
							17		さつき幼稚園	小羊保育園		ヤクルト雀宮(事)
							18		聖末広幼稚園	雀宮保育園ステラ		
							19		聖幼稚園	たんぼぼ保育園		

※1 ()内の園名については、認定こども園を構成する幼稚園、保育所名

※2 (事): 事業所内保育施設

教育・保育提供区域の設定及び確保方策の考え方について 【概要】

項目	区域設定	確保方策の考え方																
<p>●教育・保育施設 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所</p> <p>及び</p> <p>●地域型保育事業 ・小規模保育 ・家庭的保育 ・事業所内保育 ・居宅訪問型保育</p>	<p>◆基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本指針に照らし、行政区の集約により区域設定を行うこととし、子どもや子育て家庭にきめ細かな教育・保育を提供するため、居宅からの移動を踏まえ設定 ○ 需給調整の判断基準となることから、施設利用のなされる範囲や区域内施設の利用率を十分に勘案 ○ 迅速かつ効率的・効果的な供給確保が可能となるよう、一定程度、既存施設が配置されていることが望ましいことから、これらのバランスのとれた区域を設定 <p>◆区域設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の移動範囲、既存施設の配置、区域内施設の利用率のバランスのとれた区域である。 ○ このため、区域の需給管理や供給確保が比較的行いやすく、中心部との互換性にも優れ（5区域が隣接）、様々な教育・保育ニーズに的確に対応できると考えられることから、<u>8区域とする。</u> 	<p>◆基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度末までに待機児童解消を目指す ○ 既存の教育・保育施設の最大限の活用 ○ 地域型保育事業による対応を組み合わせ、供給体制を確保 ○ それでもなお、供給確保量が賅えない区域については、できるだけ効率的・効果的な手法を用いながら、教育・保育施設において量的拡大 <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="1549 567 2849 1102"> <thead> <tr> <th></th> <th>区域の状況【現時点】</th> <th>区域の区分【現時点】</th> <th>区域ごとの供給確保の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>3号（0～2歳保育認定）が不足し、既存施設等での対応で確保することが難しいと考えられる区域</td> <td>○本庁区域（本庁） ○東部区域（平石・清原） ○南東部区域（瑞徳野・横川）</td> <td>○ 既存の教育・保育施設による認定こども園移行 ○ 認可外施設の認可施設移行 ○ 整備等による保育量拡大（保育所増築・分園等） ○ 小規模保育施設等の新設 (○ 教育・保育施設の新設を視野)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>3号が不足するが、既存施設等での対応で確保することが可能であると考えられる区域</td> <td>○西部区域（国本・宝木・城山） ○北東部区域（豊郷・河内） ○南西部区域（姿川・陽南・雀宮）</td> <td>○ 既存の教育・保育施設による認定こども園移行 ○ 認可外施設の認可施設移行 ○ 整備等による保育量拡大（保育所増築・分園等） ○ 小規模保育施設等の新設</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>すべての認定区分において供給確保が予測される区域</td> <td>○北西部区域（篠井・富屋） ○上河内区域（上河内）</td> <td>○ 既存の幼稚園・保育所による認定こども園移行</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>◆供給体制確保のための支援の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度末までに待機児童解消を目指すにあたり、「待機児童解消加速化プラン」など国の支援策をより幅広く活用することにより、認定こども園への移行のための整備や、保育所の増築等に加え、保育所分園や小規模保育事業にかかる支援など、多様な確保方策に対応する。 ○ なお、区域ごとの具体的な募集数や補助の対象などは、これまでどおり事業者公募により明らかにするものとし、一定の応募期間を設けた後、対象の施設・事業に応じた審査を行い、支援を行う事業者を決定する。 		区域の状況【現時点】	区域の区分【現時点】	区域ごとの供給確保の考え方	A	3号（0～2歳保育認定）が不足し、既存施設等での対応で確保することが難しいと考えられる区域	○本庁区域（本庁） ○東部区域（平石・清原） ○南東部区域（瑞徳野・横川）	○ 既存の教育・保育施設による認定こども園移行 ○ 認可外施設の認可施設移行 ○ 整備等による保育量拡大（保育所増築・分園等） ○ 小規模保育施設等の新設 (○ 教育・保育施設の新設を視野)	B	3号が不足するが、既存施設等での対応で確保することが可能であると考えられる区域	○西部区域（国本・宝木・城山） ○北東部区域（豊郷・河内） ○南西部区域（姿川・陽南・雀宮）	○ 既存の教育・保育施設による認定こども園移行 ○ 認可外施設の認可施設移行 ○ 整備等による保育量拡大（保育所増築・分園等） ○ 小規模保育施設等の新設	C	すべての認定区分において供給確保が予測される区域	○北西部区域（篠井・富屋） ○上河内区域（上河内）	○ 既存の幼稚園・保育所による認定こども園移行
	区域の状況【現時点】	区域の区分【現時点】	区域ごとの供給確保の考え方															
A	3号（0～2歳保育認定）が不足し、既存施設等での対応で確保することが難しいと考えられる区域	○本庁区域（本庁） ○東部区域（平石・清原） ○南東部区域（瑞徳野・横川）	○ 既存の教育・保育施設による認定こども園移行 ○ 認可外施設の認可施設移行 ○ 整備等による保育量拡大（保育所増築・分園等） ○ 小規模保育施設等の新設 (○ 教育・保育施設の新設を視野)															
B	3号が不足するが、既存施設等での対応で確保することが可能であると考えられる区域	○西部区域（国本・宝木・城山） ○北東部区域（豊郷・河内） ○南西部区域（姿川・陽南・雀宮）	○ 既存の教育・保育施設による認定こども園移行 ○ 認可外施設の認可施設移行 ○ 整備等による保育量拡大（保育所増築・分園等） ○ 小規模保育施設等の新設															
C	すべての認定区分において供給確保が予測される区域	○北西部区域（篠井・富屋） ○上河内区域（上河内）	○ 既存の幼稚園・保育所による認定こども園移行															
<p>●地域子ども・子育て支援事業 ・子育てサロン など (※需給調整の対象ではない。)</p>	<p>◆区域設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・保育提供区域（8区域）と同様とするもの 主に教育・保育施設で実施される事業であるものなど <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子育てサロン（地域子育て支援拠点事業）、利用者支援事業、一時預かり事業、時間外保育事業 ○ 小学校区（68区域）とするもの 事業の性格を踏まえた区域設定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子どもの家等事業（放課後児童健全育成事業） ○ 全市1区域とするもの 事業の性格上、区域割りが馴染まないもの <ul style="list-style-type: none"> ➢ 妊婦健康診査、こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）、養育支援訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、子育て短期支援事業、病児保育事業 	<p>◆基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援事業計画の計画期間内（H27～H31）での供給確保を目指す ○ それぞれの事業の特性や需給状況等を踏まえながら、既存施設の活用や類似事業の活用、関係機関等への働きかけ等により、効率的・効果的な確保に努める <p>〔現体制で需要に対応できると見込まれる事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 妊婦健康診査、こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）、養育支援訪問等事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、子育て短期支援事業 <p>〔既存施設や類似事業の活用等により対応する事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子育てサロン（地域子育て支援拠点事業）、一時預かり事業（保育所型等・幼稚園型）、病児保育事業、時間外保育事業、利用者支援事業、子どもの家等事業（放課後児童健全育成事業） 																